
文化庁当初案の考え方に関する資料 (侵害コンテンツのダウンロード違法化)

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する概念図……………1
2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲……………2
3. 要件の追加提案に関する考え方……………7
4. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A……………10
5. 補足資料……………16

(※) この資料は、あくまで、文化庁当初案の考え方を説明した資料です。今後は、パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立した案を作成すべく、丁寧に検討を進めていく予定です。

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する概念図

実質的に影響があるのは、この部分のみ

ダウンロード全般

私的使用目的の複製 (著作権法第30条)

違法にアップロードされた著作物

違法だと
知りながら
行う場合
⇒違法

刑事罰

⑤
権利者が黙認

- ④ 違法だと知らない場合
- (1) 重過失で違法だと知らない場合
- (2) 適法・違法の評価を誤った場合

③ **適法**にアップロードされた著作物

- (例)
- ・権利者自らがアップロードした公式サイト等からのダウンロード
 - ・適法に引用されてアップロードされたもののダウンロード
 - ・権利者からの明示又は黙示の許諾を受けてアップロードされたもののダウンロード

⑧ **【刑事罰の追加的要件】**
(i) 有償著作物であること
(ii) 二次的著作物でないこと
(iii) 継続・反復して行うこと
(※) **全て親告罪のまま**

⑦ 私的使用目的以外の複製

(例)

- ・企業においてビジネスの一環として行われるダウンロード
- ・漫画家・研究者等が業務として行うダウンロード

⑥ 適法領域(自由利用可)

- 引用(第32条)
- 裁判手続に係る利用(第42条) 等

(例)

- ・報道、批評、研究その他の引用の目的で行われるダウンロード
- ・裁判手続のための証拠収集等として行われるダウンロード
- ・視聴・閲覧に伴うキャッシュの蓄積等

(※) 直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば可能

① 視聴・閲覧するだけの行為
(キャッシュの蓄積等も適法)

② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲(1)

基本的な考え方

- 文化庁当初案では、「**違法にアップロードされた著作物を、それが違法にアップロードされたことが確実だと知りながら、ダウンロードする行為**」について、私的使用のために自由利用を認める規定の対象から除外することで、違法なものとして位置付けることとしていました。
- 一方で、以下の行為については、違法化の対象とはなっていませんでした（もちろん、文化庁として、このような行為を推奨するものではありません）。
 - ① 視聴・閲覧するだけの行為（キャッシュの蓄積等も適法）
 - ② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など
 - ③ 適法にアップロードされた著作物のダウンロード
 - ④ 違法にアップロードされた著作物だと知らずに行うダウンロード
- また、違法化の対象となる行為を行った場合でも、**⑤権利者が問題ないものとして黙認している場合には、法的な責任を問われることはありません**（いわゆる「寛容的な利用」）。
- さらに、文化庁当初案は、**⑥私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める規定**（引用・裁判手続等）に影響を与えるものではありませんので、これらの規定に該当する場合には、引き続き、適法な利用が可能です（直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用についても必要かつ合理的と認められる限度であれば可能です）。
- なお、**⑦企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードや、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロード**については、現行法上も、自由利用を認める規定はありません（これらは、いわゆる「寛容的な利用」として行われていたり、権利者の許諾を得て行われている場合が多いものと考えられますが、いずれにせよ、文化庁当初案により直接の影響は受けません）。
- **⑧刑事罰**については、更に追加的要件を複数設定することで、悪質性の高い行為のみが対象となるよう、厳格な絞り込みを行うとともに、全て親告罪のまま維持することとなっていました。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲(2)

① 視聴・閲覧するだけの行為

- ・ 違法化の対象となる行為は、あくまで、意図的・積極的なダウンロード(複製)であり、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません(もちろん、文化庁として、そのような行為を推奨するものではありません)。
- ・ また、視聴・閲覧に伴うキャッシュの蓄積やプログレッシブ・ダウンロード等についても適法となります(別途、著作権法第47条の4第1項により自由利用が認められています)。

② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など

- ・ 違法化の対象となる行為は、違法にアップロードされた著作物のダウンロード(著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製)であり、メール送信(⇒自動公衆送信ではない)された添付ファイルの保存や、ウェブ上の画像やテキストの印刷(⇒デジタル方式の複製ではない)などは、違法とはなりません(もちろん、文化庁として、そのような行為を推奨するものではありません)。

③ 適法にアップロードされた著作物のダウンロード

- ・ 違法化の対象となる行為は、違法にアップロードされた著作物のダウンロード(著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製)であり、適法にアップロードされた著作物(権利者自らが公式サイト等にアップロードしたもの、適法に引用されてアップロードされたもの、権利者から明示又は黙示の許諾を得てアップロードされたものなど)のダウンロードは、違法とはなりません。
- ・ このため、例えば、公式サイトや公式アプリ(ゲームなど)の画面についてスクリーンショットをとる行為をはじめ、広く一般的に行われているスクリーンショットなどの多くは違法とはならないものと考えられます。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲(3)

④ 違法にアップロードされた著作物だと知らずに行うダウンロード

- ・ 何気なくダウンロードしてしまったユーザーを保護するため、違法にアップロードされたことが確実だと知りながらダウンロードを行う場合だけを、違法化の対象としていますので、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合(違法か適法か判然としなかった場合、違法かも知れないと疑っていた場合も含む)に、ダウンロード行為が違法となることはありません。
- ・ この趣旨をより確実にする観点から、重過失があった場合(ものすごくうっかりとしていた場合)や、適法・違法の評価を誤った場合(例えば、適法に引用されてアップロードされたものだと勘違いした場合)にも、ダウンロード行為が違法とならないことを、条文上、明記することとしていました。
- ・ また、この要件については、権利者側が「ユーザーが違法だと確実に知りながらダウンロードしたこと」を立証する必要があるものであり、ユーザー側が「違法だと知らなかったこと」を積極的に立証する必要はありません(権利者が警告を発した後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証が容易になるものと考えられます)。

⑤ 権利者が問題ないものとして黙認している場合

- ・ 著作権はあくまで**私人の権利**であるため、仮に、違法化の対象となるダウンロード行為を行った場合でも、権利者がそれを認知・問題視して、権利行使・告訴を行わなければ、ユーザー側が法的責任を問われることはありません。
- ・ 例えば、SNSのアイコンにアニメキャラクターの画像を用いる行為や、自身のインタビューが掲載された新聞記事をSNSにアップロードする行為、二次創作物を二次作者自身が投稿サイトにアップロードする行為については、公衆送信権侵害となり得るものですが、現状では問題視されていない場合が多いところ、その場合に、ダウンロード行為が問題視されることは想定しがたいところです(通常、権利者は、まず、アップロード側への権利行使等を行うものであり、いきなり、ダウンロード側への対応を行うことは想定しがたいと考えられます)。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲(4)

⑥ 私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める規定が適用される場合

- 侵害コンテンツのダウンロード違法化は、あくまで、著作権法第30条及び第119条を改正するものであり、私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める権利制限規定の射程・解釈に影響を与えるものではありません。
- このため、例えば著作権法第32条に規定する引用や、同法第42条に規定する裁判手続等のための利用等は、それぞれの要件を満たせば、従来通り、権利者の許諾なく、適法な利用が可能です。
- また、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用(引用であれば、引用が想定される資料の収集)についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば、許容されるものと考えられます。
- なお、文化庁においては、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです。

⑦ ビジネス・業務として行うダウンロード

- 企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードや、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードについては、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません。
- これらの行為は、いわゆる「寛容的な利用」として問題なく行われていたり、権利者の許諾を得て行われている場合が多いものと考えられます。
- なお、上記のとおり、文化庁においては、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲(5)

⑧ 刑事罰の対象(悪質性の高い行為への絞り込み)

- 刑事罰の対象となるのは、(ア)正規版が有償で提供されている著作物が、(イ)違法にアップロードされており、かつ、それが二次的著作物でない場合に、(ウ) (ア)及び(イ)の要件に該当することが確実であると知りながら、(エ)継続的に又は反復してダウンロードを行う、という要件を満たす場合に限定されていました。
- このため、例えば、(ア)との関係では、無償でインターネット上に掲載されている個人が撮影した写真などが第三者により無断転載されている場合に、それをダウンロードする行為は、刑事罰の対象となりませんし、(イ)との関係では、二次創作者自身が原作者の許諾なくアップロードした二次創作(二次的著作物)をダウンロードする行為は、刑事罰の対象となりません。
- また、(ウ)との関係では、ダウンロードする側が、その著作物が「違法にアップロードされているもので、かつ、正規版が有償で提供されているものであること、二次的著作物でないこと」が確実であると知っている場合のみが刑事罰の対象となるところ、SNSなどにアップロードされている画像やテキスト等について、そのような要件を満たすケースは多くないと考えられます。
- さらに、それらの要件を満たすケースであっても、(エ)との関係では、単発的なダウンロードは対象から除外されます。
- このため、海賊版サイト等から積極的かつ日常的に侵害コンテンツのダウンロードを行っているような場合はともかく、一般国民が通常行っている行為が、刑事罰の対象となることは想定されづらいものと考えています。
- なお、侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る刑事罰は、全て親告罪となっていますので、権利者による告訴がなければ、刑事罰が科されることはありません。

3. 要件の追加提案に関する考え方(1)

① 基本的な考え方

- 文化庁当初案では、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、過剰規制による国民の委縮を招かないようにすることが重要であるとの考え方の下、民事責任を含めて主観要件を極めて厳格に設定するとともに、刑事罰の対象範囲は、現行の音楽・映像に関する規定と比較しても、より悪質性の高い行為類型への絞り込みを行っていました。
- 一方で、違法化の対象を、「海賊版・デッドコピー」や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」等に限定するという御提案については、海賊版対策としての効果が大きく低下することが懸念されるため、採用しないこととしていました。

② 「海賊版・デッドコピー」への限定について

- 「海賊版・デッドコピー」に限定する、すなわち作品全体をそのままダウンロードする場合のみ違法化すべき(作品の一部のダウンロードは適法とすべき)という御意見については、作品の一部でも相応の経済的価値を有するものもあり、保護が不十分となることに加え、表紙や重要でないごく一部分のみを外したり、ファイルを分割してダウンロードさせるなどの脱法行為を招きかねないことを懸念していました。

(※) なお、写真については画像1枚が1作品ですが、漫画・小説等については数十・数百ページで1作品となる場合もあるところ、違法化の対象を作品全体のダウンロードに限定した場合、著作物の種類や分量によって保護範囲に差異が生じることとなります(著作物の分量が多くなるほど、保護範囲が狭くなるおそれがあります)。
- また、国民へのメッセージとしても「明らかに違法にアップロードされた著作物でも、作品全体でさえなければ、ダウンロードしても良い」といった規範を作ることは、適切とは言いがたいものと考えていました。

3. 要件の追加提案に関する考え方(2)

③「原作のまま」という要件について

- ・「原作のまま」については、文化庁としては、「二次創作(二次的著作物)を含まない」という意味であると解しています。この点、二次創作については、原作者が問題視しておらず、アップロード・ダウンロードともに問題とならない場合が多いものと思われるかもしれませんが、例えば、過激な性的描写を伴うものや、原作の作品イメージを大きく毀損するものなど、原作者が看過できない形で二次創作が行われ、かつ、二次創作者がそれにより大きな利益を得ているような悪質な事例についてまで、ダウンロードした者に対する権利行使の機会が奪われることは適切ではないと考えていました(また、「原作のまま」という要件を、「デッドコピーに限る」、「二次創作に至らない程度の改変・変更を加えたものも含まない」ものだと捉える見解もあり得るものと考えていました)。

④「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」への限定について

- ・「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定することについては、ユーザーが「この程度では著作権者の利益を不当に害しないから、ダウンロードしても問題ない」と判断して、居直りのようにダウンロードを行うことが可能となり、抑止効果が限定的となるおそれがあるとともに、海賊版サイト側に、ユーザーを安心させて利用を継続させる(安定した広告収入を獲得させる)口実を与えることにもなりかねないため、海賊版対策として行う法整備の要件とすることは適切ではないものと考えていました。
- ・また、私的使用目的のダウンロードは外部からの探知が困難な場合が多く、逐一、権利行使(訴訟)を行うことは困難であるため、明確な規範を設定し、国民の自主的な遵守を促すことが重要であるところ、このような解釈に幅のある要件を設定した場合、訴訟によらないと判断が確定せず、実質的に、違法な利用が野放しになり、権利者が泣き寝入りすることになるおそれもあると考えていました。

3. 要件の追加提案に関する考え方(3)

⑤「海賊版サイトやP2Pからのダウンロード」への限定について

- ・「海賊版サイトやP2Pからのダウンロード」に限定することについては、そのような場以外(例えば、SNSや投稿型サイト)でも、侵害コンテンツは流通していることや、どこからダウンロードするかによって権利者に与える不利益の程度や行為の悪質性が変わるものではないことから、情報の入手元によって違法化の要否を判断するのは適切ではないと考えていました。
- ・また、国民へのメッセージとしても「海賊版サイトやP2P以外からであれば、明らかに違法にアップロードされた著作物でもダウンロードして良い」といった規範を作ることは、適切とはいえないものと考えていました。

⑥「有償著作物のダウンロード」への限定について(民事)

- ・民事措置について、刑事罰と同様に「有償で提供・提示される著作物のダウンロード」に限定することについては、提供・提示自体が無償で行われていても、創作に多大な労力が費やされているものはあり、また、広告モデル等によりビジネスとして成り立っているものも存在するなかで、そういった著作物が保護対象から除外されるのは不合理であると考えていました(録画に関しては、テレビドラマのように無償で提供・提示される著作物が違法にアップロードされている場合における当該著作物のダウンロードも違法とされています)。
- ・また、国民へのメッセージとしても「もともとが無償で提供・提示されている著作物であれば、明らかに違法にアップロードされたものでもダウンロードして良い」といった規範を作ることは、適切とはいえないものと考えていました。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(1)

【対象範囲拡大の必要性・効果】

(問1) アップロードを取り締まれば良く、ダウンロードまで違法化する必要はあるのか。

(答) 無断アップロードは既に規制対象となっており、権利者はアップロード者に対する権利行使等の努力を行っていますが、アップロード者が特定できなかつたり海外にいたりすることなどにより、権利行使や摘発が困難な場合もあります。また、ダウンロードする者が多数いることが、アップロードを助長している面もあります。

このため、ユーザーに与える影響等の観点には十分に注意しつつも、ダウンロードに対する規律を一定程度強化していく必要があると考えています。

(問2) 漫画村のようなストリーミング型の海賊版サイトには効果がないのでは、意味がないのではないか。

(答) ダウンロード型の海賊版サイトも多数存在しており、そのような海賊版サイトへの効果はあると考えています。

ストリーミング型の海賊版サイトへの対応については、別途、広告出稿抑制のための民間での取組の推進や、海賊版サイトにアクセスした際に警告表示を行う仕組みの導入など、著作権法以外の手法も含め、政府全体で実効性のある対策を総合的に講じていくこととしています。

(問3) ダウンロードが違法になると、どうなるのか。いきなり権利行使や逮捕・告訴がされたりするのか。

(答) 著作権はあくまで個人の権利であり、侵害行為が行われている場合に、権利を行使するか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられるものです。このため、仮に違法となる行為を行った場合でも、著作権者がそれを認知・問題視し、権利行使・告訴を行わなければ、ユーザー側が法的責任を問われることはありません。

現状でも、様々な場面で、厳密には著作権侵害となり得る行為が行われているものと考えられますが、それらの多くについては、著作権者が問題視しておらず、いわば黙認されている状況にあると思われま(いわゆる「寛容的な利用」)。また、通常、権利者は、まず、アップロード者に対する権利行使等を行うものであり、いきなり、ダウンロード側への対応を行うことは想定しがたいものと思われま。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(2)

(問4) ユーザーがダウンロードをしたかどうか、違法なアップロードだと知っていたかどうかは、外部から確認できないため、権利行使・摘発は不可能ではないか。実効性のない法改正を行うことで、法の信頼を損ねるのではないか。

(答) 自ら違法ダウンロードを行っている旨をSNSなどで誇示している場合や、違法アップロードに関する捜査・訴訟等の過程でダウンロードの事実が確認された場合などには、権利行使・摘発が可能です。また、権利者が警告を発した後もユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証が容易になると考えられます。

さらに、実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像のダウンロード刑事罰化によって相当程度の効果が確認されています(補足資料①参照)。

【対象範囲拡大による弊害】

(問5) インターネット上での資料収集が萎縮するのではないか。また、漫画家等が創作のための参考資料を収集することも困難となり、創作活動が阻害されるのではないか。

(答) あくまで、違法にアップロードされた著作物を、違法であることが確実だと知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的な資料収集に大きな影響を与えるものではないと考えていました。

また、漫画家等が業務として行うダウンロードは、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません(これらの行為は、いわゆる「寛容的な利用」として行われている場合が多いのではないかと考えられます)。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(3)

(問6) 論文の剽窃(著作権侵害)を指摘・告発するために当該論文を保存する行為や、研究者が海賊版に関する研究を行うために著作権侵害とされた著作物を収集する行為なども、違法となってしまうのではないか。

(答) 対外的な情報発信に使用するための複製や、研究者が業務として行う複製は、そもそも、著作権法第30条が対象とする私的使用目的の行為とは言いがたいものであり、文化庁当初案とは直接関係しません。また、御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者(剽窃された者・被害者)が問題視することは想定しづらいと考えていました(著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能かと思われます)。

なお、文化庁では、文化庁当初案とは別途、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです(裁判手続に係る権利制限規定の拡充についても、今後検討を行う予定です)。

(問7) 違法なアップロードからの複製が禁止されることで、論文への引用等のための利用も困難となるのではないか。

(答) ダウンロード違法化の対象範囲拡大は、あくまで、著作権法第30条及び第119条を改正するもので、その他の権利制限規定の射程・解釈には影響を与えません。このため、例えば、著作権法第32条に規定する引用などは、その要件を満たせば、従来通り、権利者の許諾なく行うことができます。

なお、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての複製(引用であれば、引用が想定される資料の収集)についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば許容されるものです。このため、例えば、著作権を侵害するコンテンツがインターネット上にアップロードされている場合に、それを一旦ダウンロードした上で、その問題点を指摘する論文等に当該コンテンツの一部を引用することは許容され得るものと考えられます。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(4)

(問8) 警察による捜査権の濫用を招くのではないか。

(答) 音楽・映像のダウンロードについて刑事罰化が行われてから約7年が経過していますが、そのような事例は生じておりません。また、そもそも、捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるもので、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。

なお、本年2月の文化審議会著作権分科会報告書においては、改正に当たっては、刑事当局において、より一層、慎重な配慮・対応を行うことが望まれる旨が盛り込まれています。

【具体的な対象範囲・要件】

(問9) スマホによるスクリーンショットができなくなるのか。SNSのアイコンに違法画像が使用されている場合にそれがスクリーンショットに入り込んだ場合は、違法となるのか。

(答) あくまで、違法にアップロードされた著作物を、違法であることが確実だと知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的に行われているスクリーンショットの多くは、問題とならないと考えていました。なお、当然ながら、海賊版の漫画をスクリーンショットで保存するような場合には、通常の保存の場合と同様、違法となるべきものと考えられます。

スクリーンショットの際にSNSの違法アイコンが入り込んだ場合、仮にそれが違法であることが確実だと知っている場合には違法となり得ますが、そのような利用を著作権者が問題視することは想定しづらいと考えていました。

(問10) 侵害コンテンツを見ただけで違法となってしまうのか。メールで送りつけられた場合はどうなるか。

(答) 違法化されるのは、あくまで、意図的・積極的なダウンロードであり、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません(もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません)し、視聴・閲覧に伴うキャッシュやプログレッシブ・ダウンロードについても、著作権法第47条の4第1項の規定により適法となります。また、メール送信等は「自動公衆送信」には該当しませんので、これらをもとにダウンロードを行う行為は、違法化の対象外となります。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(5)

(問11) マンガなどの二次創作(二次的著作物)のダウンロードも違法となるのか。

(答) まず、権利者(原作者)が二次創作(二次的著作物)を問題視していない場合には、アップロード・ダウンロードともに問題とはならないところ、二次創作については、そのような場合が多いものと考えていました。一方で、権利者(原作者)が二次創作を拒絶しており、そのアップロードが明らかに違法であるとユーザーが知っている場合には、そのダウンロードは違法とし、権利者(原作者)から要求があれば適切に対応いただく必要があると考えていました。

ただし、二次創作を二次創作者自身がアップロードしている場合に、そこからダウンロードする行為については、違法にアップロードされた原作をダウンロードする行為に比べると悪質性が低いと考えられることから、刑事罰の対象から除外することとしていました。なお、二次的著作物を更に第三者が無断でそのままアップロードしている場合には、当該アップロードにより二次創作者の権利が直接害されることから、それをダウンロードする行為は刑事罰の対象としていました(補足資料②参照)。

(問12) 自身のインタビューが掲載された新聞記事等をアップロードしている場合に、それをダウンロードした者が犯罪者となってしまうのではないか。

(答) まず、多くの場合、そのような新聞記事等をアップロードすることについて、著作権者が問題視することは考えづらいため、アップロード・ダウンロードともに、特段問題にはならない場合が多いと考えられます。また、仮に著作権者から苦情があった場合には、自ら当該新聞記事等を削除することにより、ダウンロードする者に影響が及ばないように対応できるものと考えられます。なお、主観要件により「ユーザーが違法にアップロードされたことが確実だと知っている場合」にのみダウンロードが違法とされていたところ、御指摘のような事案において、当該場合に該当することは、多くないのではないかと考えていました。

また、刑事罰については、正規版が有償で提供・提示されている著作物のダウンロードを、継続的に又は反復して行う場合が対象となっていましたので、既に販売が終了している新聞記事等のダウンロードや、単発的なダウンロードは対象となっていませんでした。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(6)

(問13) 著作権等侵害罪はTPP整備法により一部非親告罪化が行われたが、今回もそれが適用されるのか。

(答) TPP整備法では、著作権法第119条第1項に規定する著作権等侵害罪のうち、一定の要件を満たすものについて、非親告罪化を行いました。この点、音楽・映像のダウンロードに関する刑事罰は、同法第119条第3項に規定されているため、その態様に関わらず、一律、親告罪のままという取扱いになっていました。文化庁当初案においても、この取扱いを維持し、全て親告罪のままとしていました。

【主観要件】

(問14) 主観要件は、誰がどのように判断するのか。ユーザーは、違法だと知らなかったことを証明することはできないのではないのか。

(答) 何気なくダウンロードしてしまったユーザーを確実に保護するため、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には、重過失があった場合や適法・違法の評価を誤った場合を含め、ダウンロードが違法とならないように措置していました。この主観要件については、権利者側が「ユーザーが違法だと知っていたこと」を立証する必要があるものであり、権利者から警告された後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、この主観要件を充足するものと認定されることが想定されます。

(問15) 「重過失により違法だと知らなかった場合」、「適法・違法の評価を誤った場合」とは具体的にどのような場合か。

(答) 「重大な過失により違法だと知らなかった場合」としては、例えば、有名な海賊版サイトからダウンロードしたが、著しい不注意により、それが海賊版サイトだと気付かなかった場合などが考えられます。また、「適法・違法の評価を誤った場合」としては、例えば、適法な引用によりアップロードされたものだと思ってダウンロードしたところ、実際にはそれが著作権法第32条の要件を満たさない違法な引用だった場合などが考えられます。

このような場合を含め、違法にアップロードされたことが確実だと知らなかった場合には、その事情に関わらず、ダウンロードが違法とならないように措置していました。

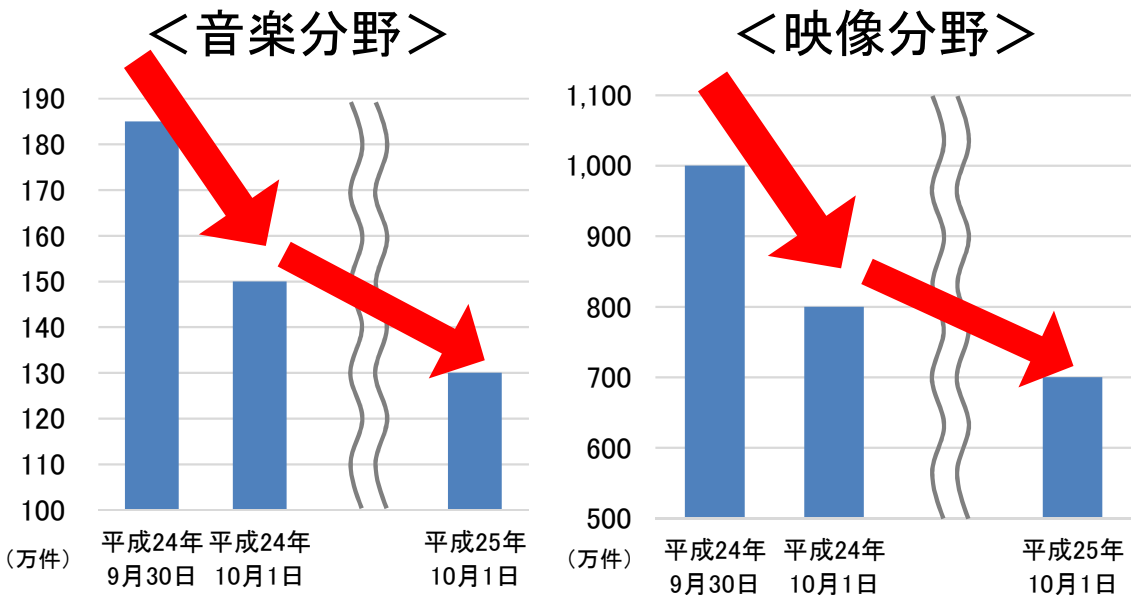
5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果

○ 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化(平成24年10月1日施行)を契機に、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイル数は大幅に減少し、その効果はその後も維持されていた。また、ファイル共有ソフトに接続しているノード(PC等の端末)数は、約3割から4割程度減少していた。

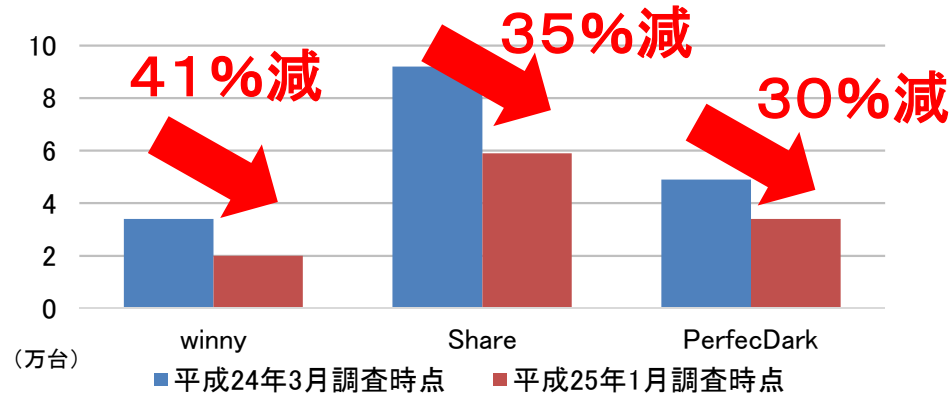
○ ファイル共有ソフトからのダウンロードについて、違法ダウンロード刑事罰化以降に実際の行動変容があったかどうかに関する質問の結果、「やめた」「減った」との回答者の割合が約7割程度。



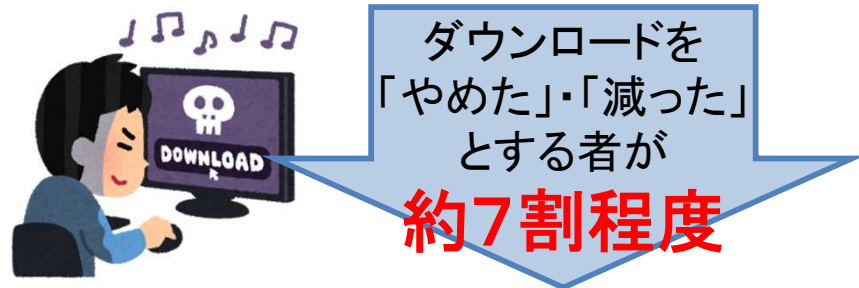
ファイル共有ソフト(Winny)での「有償著作物等」のファイル数の推移^(※1)



ファイル共有ソフトのノード数の推移^(※2)



ユーザーの行動変容^(※1)



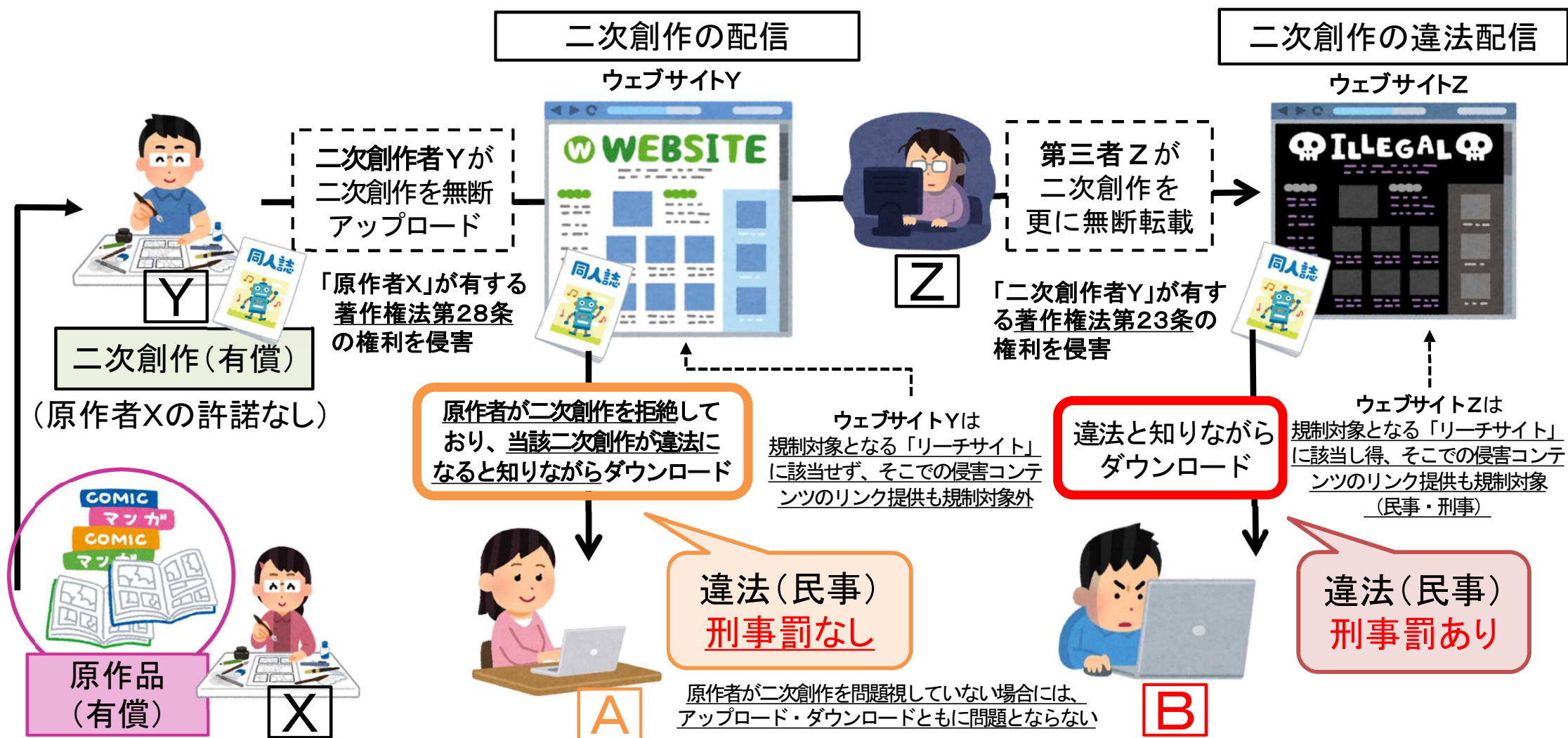
(※)「有償著作物等」とは、有償で公衆に提供・提示されている著作物等をいい、刑事罰の対象となる違法ダウンロードは、主観要件に加え、有償著作物等をダウンロードするものに限定されている。

(※1)「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」(平成25年12月 新日本有限責任監査法人)

(※2)一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)「ファイル共有ソフトの利用実態調査(クローリング調査)」

5. 補足資料② 二次創作(二次的著作物)のダウンロードに関する取扱い

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作(二次的著作物)を、ダウンロードした者(下図A)については、違法となり得るが、刑事罰は科されない。
- その二次創作(二次的著作物)を、第三者が二次創作者の許諾なく更に無断転載(アップロード)している場合に、それをダウンロードした者(下図B)は、二次創作者の権利を直接侵害していることから、刑事罰も科され得る。



※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。
 ※ 二次創作者Yは、無断で転載(アップロード)している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。